



令和2年度第3回評議員会  
議事録

令和3年3月18日（木）



公益財団法人武蔵野市福祉公社

令和2年度 第3回 公益財団法人武蔵野市福祉公社評議員会

1. 開催日 令和3年3月18日(木) 午後6時00分から午後7時30分まで
2. 会場 本部事務所1階 会議室
3. 評議員の現在数 6名(定足数 4名)
4. 出席者  
会議室 評議員(議長) 秋山 真弘 評議員 岩岡 由美子  
監 事 大久保 実  
Web 評議員 江幡 五郎 評議員 鈴木 省悟  
評議員 竹内 啓博 評議員 宮原 隆雄  
監 事 安 田 大 (18:20入室)
5. 欠席者 なし
6. 傍聴者 なし
7. 議事日程  
日程第1 議事録署名人の選出  
日程第2 議案第7号 令和3年度事業計画について  
日程第3 議案第8号 令和3年度収支予算について  
日程第4 議案第9号 令和3年度資金調達及び設備投資の見込みについて  
日程第5 議案第10号 令和3年度老後福祉基金の一部取崩しについて  
日程第6 議案第11号 令和3年度常勤役員の報酬及び賞与の額について  
日程第7 議案第12号 令和2年度補正予算(第2回)について  
日程第8 報告事項1 令和2年度第4回理事会にて決議された内容について  
日程第9 報告事項2 令和3年度職員研修計画について  
日程第10 報告事項3 老後福祉基金の運用について

8. 議事録作成者 理事長 萱場 和裕

9. 議事録署名人 議長（評議員会会長） 秋山 真弘  
評議員 江幡 五郎  
評議員 岩岡 由美子

#### 10. 議事の経過及び結果について

江幡五郎評議員、鈴木省悟評議員、竹内啓博評議員、宮原隆雄評議員、安田大監事（18：20 入室）は本議場にいないが、web会議システムを用いて、出席者とは互いに音声及び映像が即時に伝わること、適時的確に意見表明ができることを確認した。

評議員会開会に先立ち、萱場理事長から、挨拶と次のとおり現状報告があった。

新型コロナウイルス感染症対策の一環として前回に引き続いて一部オンラインにより評議員会を開催することとなった。また、緊急事態宣言延長に伴い、開催時間を繰り上げることに付いてご理解ご協力をいただいた。

例年実施している事業報告会を今回はWEBによる動画配信により実施した。3月いっぱい視聴可能なので、ご覧になって感想をいただきたい。

新型コロナウイルスの影響について、感染が国内で確認されてすでに1年以上が経過した。今月7日には、緊急事態宣言が解除されるはずだったが、具体的な新しい対策も見られないまま2週間延長され、本日の対策本部で21日に宣言解除することになった。ワクチンの接種も徐々に始まったが、本当に出口が見えてきのかという懸念は解消していないように感じている。

令和2年度は、感染拡大防止のため、大人数が参加する事業は中止もしくは縮小して実施せざるを得なかった。そのような中、介護職を中心に、自粛により利用件数は減少したものの、訪問介護や通所介護などの事業を継続してきた。また、ケアマネジャーやソーシャルワーカーは、不安に駆られる利用者に寄り添い、支援業務等を粛々と行ってきた。

1月19日に市から「感染症緊急訪問介護事業」に該当する依頼があった。89歳の男性でご本人が新型コロナウイルスに感染しており、入院するまでの土日を含む10日にわたってホームヘルプセンターの職員が2名ずつ2組が交代で訪問介護にあたった。万全の感染予防対策を取って、無事感染することなく入院までの在宅生活を支えることができた。

福祉公社では、ご利用者本人の意思を尊重しながら、親族機能を代行する仕組みを成年後見制度、権利擁護事業、入院入所支援事業、没後支援事業等として事業化して武蔵野市民のアドボカシー機能を果たしてきた。また昨年度から成年後見制度利用促進基本法に基づく中核機関として、成年後見利用支援センターを設置して武蔵野市とともに制度の利用を促進してきた。

これらの権利擁護事業の拡大を受け、来年度より組織を再編し、従来の権利擁護センター、成年後見利用支援センターに新たに設置する生活自立支援センターを加えて権利擁護課を新設して、在宅サービス課から独立させ機能強化を図ることとした。

平成28年4月に私が理事長に着任して以来、地域包括ケア人材育成センター、成年後見利用支援センター、生活困窮者自立相談支援事業、生活保護受給者金銭管理事業、認知症見守りヘルパー派遣事業、緊急訪問介護事業等々、市から次々に新規の委託事業を受託し、それに伴い職員の数も次第に増えてきた。来年度は、平成29年度に初めて実施した事務事業評価を再度実施して、個々の事業について改めて再点検・再評価し、事業そのものの廃止や縮小も含め、効率的な運営に資するための指針としたいと考えている。

今年度コロナ禍の下で策定が進められてきた武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画が完成し、9日の厚生委員会に介護保険条例改正案の資料として報告された。地域包括ケア人材育成センター、エンディング支援事業、レスキューヘルパー事業、成年後見制度利用促進事業など公社とかかわりの深い事業が記載されている。この計画に則って来年度以降積極的に取り組んでいく。

また、来年度は昭和56年に福祉公社が事業を開始して40周年を迎える。コロナ禍で大勢の方を招待して式典を開くということはまだ難しいかもしれないが、事業報告会を発展させる形で記念行事を開催できればと考えている。

秋山議長から、傍聴希望はなく、本日の出席者について、出席評議員6名（会議室2名 Web会議システム4名）、定数6名で定款第20条の規定による「特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数4名」を満たしており、本評議員会は有効に成立している旨の報告があり、議事の審議に移った。

## 日程第1 議事録署名人の選出

本評議員会の議事録署名人に秋山真弘議長の他、江幡五郎評議員、岩岡由美子評議員の2名を選任し、他の評議員から異議なく、両氏もこれを承諾した。

日程第2 議案第7号 令和3年度事業計画について

日程第3 議案第8号 令和3年度収支予算について

日程第4 議案第9号 令和3年度資金調達及び設備投資の見込みについて

日程第5 議案第10号 令和3年度老後福祉基金の一部取崩しについて

秋山議長から一括審議の申出がなされ、ほかの評議員及び監事から異議なく一括して審議することとした。

小島事務局長から、議案の説明の前に、日程第8報告事項1の「令和2年度第4回理事会にて決議された内容等について」の一部について、組織改正に伴う、所要の改正を行ったもので、事業計画及び収支予算案の審議の前提となるため、先だって次のとおり説明がなされた。

「公益財団法人武蔵野市福祉公社事務規程の一部を改正する規程について」、在宅サービス課の業務は、市からの生活困窮者自立相談支援事業や生活保護受給者金銭管理支援事業、成年後見利用支援センター、地域包括ケア人材育成センターの受託などにより業務量が増加している。そのため、課の業務を精査し、従前の在宅サービス課の業務の一部を新設する権利擁護課に移管することとする。

また、生活困窮者自立支援法の「自立相談支援事業」「家計改善支援事業」「住居確保給付金事業」を市から受託し実施しているが、昨年来の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、相談数が激増しており、この事業を担当する「生活自立支援センター」を新設することとする。

「公益財団法人武蔵野市福祉公社印章規程の一部を改正する規程について」、組織改正に伴い新たな社印を設け、また、社印の整理をするため改正したものである。

つづいて、議案の説明に移った。

小島事務局長から、まず議案第7号及び議案第8号をあわせて説明するとし、事業計画の運営方針と重点項目について次のとおり説明がなされた。

令和3年度は、重点項目として「新型コロナウイルスの感染防止を徹底した上での着実な事業の継続」「新社屋建設委員会（仮称）の設置」「北町高齢者センターのあり方の検討」の3項目を掲げ、精力的に取り組んでいく。

まず、「新型コロナウイルスの感染防止を徹底した上での着実な事業の継続」では、訪問介護や通所介護など一定の距離を保つことがむずかしい業務もあり、感染予防を徹底してサービス提供を継続していく。また、高齢者の健康増進のための事業・イベント等の開催についても、

利用者への検温や手指の消毒の徹底などで感染防止に努めていく。

次に「新社屋建設委員会（仮称）の設置」については、新型コロナウイルス感染拡大で増加した住居確保給付金の申請等に対応するため、相談スペースや、また職員の執務場所も十分に取ることが困難となっている。事務スペースを借りるなどして対策しているが、新社屋の建設は早急に検討する必要がある、学識経験者や市民社会福祉協議会の職員を交えた検討委員会を設置する。

また、「北町高齢者センターのあり方の検討」については、施設が老朽化していること、コミュニティケアサロンや小規模ハウスなどの事業の見直しが必要であり、今後のあり方についてプロジェクトチームを編成し検討を行う。

次に事業計画と収支予算の事業別明細について、各課長から説明がなされた。

まず服部在宅サービス課長より、事業番号1から事業番号7までの事業について次のとおり説明がなされた。

事業番号1、「つながりサポート事業」は、事業活動収入3190万4千円、支出が3180万4千円で、旧有償在宅福祉サービスを継承する全人的支援に努める。

事業番号2、「権利擁護事業」は事業活動収支ともに収入316万1千円で、金銭管理が困難となった利用者を支援し、然るべきサービスへの橋渡しを行う。

事業番号3、「地域福祉権利擁護事業」は事業活動収入806万2千円、支出は1046万4千円で、利用者と共に作成した支援計画に基づき、その自己決定を尊重し、自立に向けた支援を行う。

事業番号4、「成年後見人等受任事業」は事業活動収入6302万円、支出は6284万2千円で、公社の幅広いネットワークを活用し本人を支援する。法人後見の利点を生かし、後見サービスの継続性、透明性、中立性、公平性などを確保し、親亡き後の障害者の問題等に対応していく。

事業番号5、「生活困窮者自立相談支援事業」は事業活動収入が2474万7千円、支出は3390万2千円で、自立相談支援、家計改善支援、住居確保給付金の三事業を実施する。引き続き生活保護に至らない生活困窮者への伴走型の支援を行う。

事業番号6、「生活保護受給者金銭管理支援事業」の事業活動収入は990万円、支出は1156万9千円で、生活保護費の管理、使途等の相談、支払い代行、助言等により利用者の自立を支援する。

事業番号7、「成年後見制度利用促進事業」の事業活動収入は788万3千円、支出948万

5千円で、昨年4月に開設した中核機関「成年後見利用支援センター」の運営を市と共に担う。また、新たに設置された「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」により、多機関と連携して、本人意思を尊重し身上保護を重視した取り組みをさらに拡充させる。

つぎに堀田在宅サービス課担当課長から事業番号8から事業番号12までの事業について次のとおり説明がなされた。

事業番号8「居宅介護支援事業」は、事業活動収入は2834万8千円、支出は2850万7千円で、2名の主任ケアマネージャーを中心に、市民のセーフティネットの役割を果たすと共に、引き続き特定事業所加算Ⅱを取得し収入の安定を図る。今後も新型コロナウイルスの感染動向に留意し、他機関と連携しながら利用者支援を行っていく。

事業番号9「訪問介護サービス事業」は、事業活動収入は1億2390万7千円、支出は1億1082万7千円で、令和2年度より、特定事業所加算Ⅱと特定処遇改善加算Ⅰを算定することが可能となり、収入の安定を図る。加算算定の義務として全ヘルパーとサービス提供責任者の介護技術の向上のため、毎月の会議や、定期的な研修を開催する必要がある。新型コロナウイルスの感染流行が落ち着くまでは、動画での研修開催等、柔軟に対応していく。引き続き、職員、ヘルパー共に、感染予防対策を徹底して、事業運営を行う。

事業番号10「居宅介護サービス事業」の事業活動収入は1833万1千円、支出は1829万9千円で、介護保険の訪問介護事業と同様に特定事業所加算Ⅱと特定処遇改善加算Ⅰを取得した。障害者総合支援法に基づき、障害のある方が地域社会において安心して在宅生活を続けていけるように支援していく。

事業番号11「生活支援事業」は、事業活動収入は1082万円、支出は1249万円で、令和2年度より、市からの受託料の単価が500円上乗せされたが、収入を支出が上回っている。これは質の高いケアを提供するため、認知症の専門の研修を受けたヘルパーを派遣しているためである。また、市からの受託事業である「緊急訪問介護事業（レスキューヘルパー）」に加え、令和2年度から「感染症対策レスキューヘルパー」も新たに受託する事となり、依頼があれば、迅速に対応する。早速、今年1月に感染症対策レスキューヘルパーの派遣依頼があり、新型コロナウイルス陽性の利用者宅へ、職員を派遣した。

事業番号12「地域包括ケア人材育成センター事業」は、事業活動収入は受託料を含め2546万円、支出は2594万円で、前年から大きく収入が減っているのは市からの派遣職員の人件費の取り扱いが変更となり、予算に計上されなくなったためである。その他の収入について大きな変更はない。「介護職員初任者研修」は、令和2年度は新型コロナウイルス流行のため中止、

「武蔵野市認定ヘルパー養成研修」については年度2回開催の予定が前期分は中止としたが、令和3年度は、感染予防対策をしっかりと行い、研修を開催していく。その他、様々な研修について、集合での研修ではなく、オンラインや動画の研修等柔軟に対応して開催し、受講者からはオンライン研修については好意的な意見も多い。新型コロナウイルスの流行が落ち着いても、集合研修とオンライン研修のどちらでも開催できるよう、さらに研修のあり方について検討していく。

続いて方波見高齢者総合センター兼北町高齢者センター所長から、事業番号13から事業番号18までの事業について次のとおり説明がなされた。

事業番号13「高齢者総合センター管理運営事業」は、事業活動収入は5801万円で、市民の貴重な福祉資源として利用者が安心、安全に利用できるよう施設の維持・管理運営等を実施し、高齢者福祉の増進を図る。事業活動収支差額が348万7千円収入超過となっているのは、市からの受託料には、情報システム更新にかかる減価償却費相当額を含んだ額となっているためである。

事業番号14「在宅介護・地域包括支援センター事業」は、事業活動収入5938万4千円で、地域包括ケアシステムの拠点として、小地域完結型の相談・サービス提供する。新型コロナウイルス感染症への警戒感からますます孤立する高齢者が増加する恐れがある。地域住民や各団体、民生委員との情報共有、令和2年度実施したサービス未利用者への実態把握調査を継続的に高い高齢者の孤立防止に努める。また、市内の在宅介護・地域包括支援センターと協働し研修等の企画をすることにより職員の相談支援スキルの向上を図っていく。家族介護支援では、介護に携わるすべての方が相談しやすい環境作りを検討する。対象地域の高齢者人口の増加等により、規定の職員数での業務は困難なことから、職員を増員したことなどのため494万1千円の支出超過となっている。適正な受託料となるよう、今後市に要求していく。

事業番号15「住宅改修・福祉用具相談支援センター事業」は、事業活動収入支出ともに2486万6千円で、住宅改修のプランニング、福祉用具の選定、生活動作のアドバイス等、総合的な相談支援だけではなく、ケアマネージャー等支援者への支援、技術向上にも尽力する。排泄ケア専門員や言語聴覚士による専門相談を継続し、令和2年度までに作成した冊子に関する動画作成、配信を行う。

事業番号16「デイサービスセンター事業」は、事業活動収入は9549万6千円で、新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底し、安全に事業継続ができるよう努める。公設民営のデイサービスとして、多課題、重介護、医療ニーズの高い利用者を積極的に受け入れ、サービス提供



できるよう、研修等を充実させ職員の専門性の向上を図る。引き続き関係機関と連携し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援する。

490万7千円の支出超過となっている。稼働率向上の取組み、取得加算の見直しなどにより、縮減に努める。

事業番号17「社会活動センター事業」は、事業活動収入は5567万7千円で、高齢者の健康増進、受講を契機とした外出や仲間作りなど介護予防、閉じこもり予防に寄与していく。新型コロナウイルス感染症防止を第一に一人でも多くの高齢者が安心して講座等に参加できるような編成や内容について市と随時共有しながら検討する。264万円の支出超過は、感染症対策として予算要求した館内清掃委託費が却下されたもので、経費を節約し費用を捻出し実施したいと考えている。

事業番号18「北町高齢者センター事業」は、事業活動収入は8618万3千円で、「市民生活の延長線上のデイサービス、世代を超えた交流の場」としてサービス提供する。新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底し、安全に事業継続ができるよう努める。ボランティア活動は現在休止中だが、状況に合わせた活動方法を検討していく。小規模ハウスについては、入居者の高齢化や自立度の低下等多くの課題がある。引き続き市と連携をしながら入居者が安心して生活できるよう支援していく。

子育てひろば事業では、令和2年度から実施しているオンラインひろばを継続し、安心して利用できる環境を整備していく。982万5千円の支出超過となっている。稼働率の向上や機能訓練加算等の取得や経費削減等で縮減に努める。

事業番号19 法人会計の管理費について、新谷総務課長から次のとおり説明がなされた。

法人として、福祉公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行う。

人材の育成については、令和3年度職員研修計画に沿って体系的に行っていく。本日の日程第13 報告事項1 令和3年度職員研修計画から説明する。人材育成の基本方針として、求められる職員像、職位ごとに果たす役割、求められる能力を定めている。求められる能力、果たすべき役割を身につけ、求められる職員に近づくための取り組みを行う。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策から座学や集合での研修は中止せざるを得なかった。令和3年度は、通信教育やウェブセミナーの活用をすすめ、感染症対策を講じて人材育成に必要な研修を実施する。全体研修は、例年、年6回ほど、全職員を集合して研修を実施してきたが、令和3年度は、最低限必要な研修のみ、少人数に分けて行うか、リモートなど、感染症対策を徹底して実施する。ウェブ研修の介護技術等動画配信研修は、お茶の水ケアサービス学院が配

信している動画研修で、令和2年度は試験的に実施してみたもので、介護技術やクレーム対応などだけではなく、業務改善やリーダー養成研修など広いカリキュラム構成となっており、個人や係で定期的に受講して学びを進めていく。自己啓発の通信教育では、令和元年度までは、費用の助成を1万円までとしてきたが、令和2年度は試験的に全額助成を実施し、令和元年度の5倍の申し込みがあった。今後も全額支援を実施していきたいと考えている。

武蔵野市民社会福祉協議会との事業連携については、平成30年3月に報告された事業連携推進委員会報告書に沿って連携策を実施してきたが、一定期間経過したことから、評価見直しを行う。

新たに整備する三鷹サテライトオフィスや関前スペースを適切に活用するため管理していく。なお、令和2年度に予定していた関前スペースのリフォームは、進捗が遅れていることから、令和3年度に延期とする。

令和3年度は、40周年記念行事を検討している。コロナ禍が落ち着くことを想定して、秋か冬あたりに、事業報告会を発展させた内容で実施したいと考えている。

事業活動収入は2030万円で、前年度比1360万5千円の減で、主に運営費補助金の減額で、市の派遣職員の給与が福祉公社を経由せず直接支払われることになったことによるもので、支出も同様に減額している。事業活動支出は、5449万円で、前年度比928万8千円の減で、人件費減のほか、三鷹サテライトオフィスの賃借料などが増額になっている。

続いて、小島事務局長から、収支予算書について、次のとおり説明がなされた。

事業活動収入合計は、7億5545万9千円、事業活動支出の合計8億1222万2千円で、事業活動収支差額はマイナス5676万3千円となっている。

投資活動収支の部、投資活動収入のうち、老後福祉基金預金取崩収入1億1294万4千円については後述する。

投資活動支出は、老後福祉基金資産積立支出、退職給付引当資産積立支出、減価償却引当資産積立支出、本部事務所建替準備資金積立支出、車両運搬具購入支出、什器備品購入支出で、合計で5876万3千円を計上した。

財務活動収支の部はなく、予備費を500万円計上し、当期収支差額は、マイナス579万5千円となった。

続いて、小島事務局長から、正味財産増減計算書について、次のとおり説明がなされた。

経常収益は、基本財産運用益17万7千円、特定資産運用益25万1千円、事業収益7億532万円、受け取り補助金等4732万8千円、受け取り寄付金50万円、雑収益188万3千円、合

わせて7億5545万9千円となる。

経常費用は、給料手当、臨時雇賃金、委託費等を合わせ、中段経常費用計8億4264万1千円となる。当期経常増減額は、マイナス8718万2千円となる。経常外増減については、見込んでいない。

一般正味財産期首残高は、令和元年度決算の期末残高とした。当期一般正味財産増減額を足した一般正味財産期末残高は、7億6168万7千円となった。

指定正味財産は、現在基本財産のみを計上しており、増減は見込んでおらず、令和元年度決算の期末残高を期首残高とした。

一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた、正味財産期末残高は11億7973万3千円となった。

つづいて、正味財産増減計算書内訳表について次のとおり説明がなされた。

北町高齢者センター管理運営事業から子育てひろば事業の事業収益および事業費用を、その他事業に配賦した。また、法人会計である管理費の費用を従事割合などの配賦率に従って、公益目的事業会計へ配賦した。管理費における人件費については、従事割合にて、本部事務所の管理に係る費用等は、本部事務所の使用割合、職員の育成や情報システム保守委託等、公社全体の事業に関わる費用については、公社全体の人数割合で配賦している。

つづいて、小島事務局長から、議案第9号「令和3年度資金調達及び設備投資の見込みについて」は、借り入れの予定はなく、本部事務所の電話機交換及び関前スペースのリフォーム工事合わせて850万円を設備投資の見込みとして予定している、と説明がなされた。

議案第10号「令和3年度老後福祉基金の一部取崩しについて」は、老後福祉基金活用事業、退職給付引当資産積立、減価償却引当資産積立、本部事務所建替準備資金積立、固定資産購入、収入不足分などに充当したい、と説明がなされた。

議案第7号、議案第8号、議案第9号及び議案第10号に関連して次の質疑応答があった。

竹内評議員 正味財産の増減についてお伺いしたい。1、退職給付費用、委託費、減価償却費の増額の内訳について、2、受取補助金の減は、派遣職員の人件費を支払わなくなったと説明があったが、総人件費のコントロールは今後どのようにされていくつもりか。

新谷総務課長 1、退職給付費用の増額は、中小企業退職金共済の掛金と支給額の増減との兼ね合いで、不足額が一時的に増額になった。一人当たりの退職金支給額が増額になったわけ

ではない。委託費の増額は、勤怠管理システムや介護システムなど、新たに導入したシステムのほとんどはクラウド運用で買取りからライセンス料の支払いへ変更したことによるものである。減価償却費の増額はシステム入れ替え、レイアウト変更等によるものである。2、人件費の増減は、ご指摘のとおりで今回の市の運用が変更で、福祉公社の人員は変わらないのに人件費が減額するという問題がある。

小島事務局長 今回の市の運用の変更は、法を順守するための変更と理解しており、頻繁に行われるものではないと考えている。

福祉公社への市からの派遣職員は2名であるので、人件費への影響は大きくはないが、資料の作成方法については検討していきたい。

竹内評議員 数字が動いた事情はわかった。市役所との関係で人件費のコントロールは難しいという事は理解したが、決算の数字だけだと見えてこない事もあるので、工夫していただきたい。

江幡評議員 1、ホームヘルプセンターの業務について、感染症対策レスキューヘルパーの派遣は、具体的にどのような内容だったのか？また、アシストスーツの活用について具体的にどのように行うか？2、ダブルケアラーの記載があるが、実際にダブルケアラーやヤングケアラーからの相談対応というものはあるのか、またはどのようなものか？3、事務事業評価の実施とあるが、なぜ次年度に見直しをすることにしたのか？

堀田在宅サービス課担当課長 1、感染症対策レスキューヘルパーの派遣について、当初、家族介護者がコロナ感染者になった場合を想定していたが、実際に依頼を受けたケースは、89歳の利用者本人が陽性患者だった。病院の入院受け入れが可能になるまでの約10日間、日中2名の職員を派遣し、排泄や食事のケアなどを行い、同じく高齢の介護者である妻のレスパイトにはなった。対応した職員からは、貴重な経験ができたと前向きな感想があった。アシストスーツ活用については、最近3台購入したものが納品され、今月に入ってから一人の利用者宅で実際に活用を始めた。腰をかがめてのオムツ交換等の際に、とても楽だ、とヘルパーからの声も上がっている。

方波見高齢者総合センター所長 2、今の所18歳以下という定義のヤングケアラーからの相談実績はないが、ダブルケアラーについてはある。平日昼間のみ開催していた家族介護教室を土曜日に開催するなど試みている。しかし今年度に関してはコロナの影響で、効果測定は難しい。今後も工夫していきたい。

新谷総務課長 3、中長期事業計画3年目で実施する予定で計画を立ててきた。コロナ禍で

の事業継続に目処がついた事もあり、またウィズコロナだからこそ見直しが必要とも考えている。ただし感染症対策優先で、状況によっては延期の可能性もある。

江幡評議員 ヤングケアラーについては、介護が原因で学習障害などの問題も生じている。情報をキャッチしたら是非支援して欲しい。

このほか、議案第7号、議案第8号、議案第9号及び議案第10号に関連する質疑意見はなく、1件ずつ採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

#### 日程第6 議案第11号 令和3年度常勤役員の報酬及び賞与の額について

小島事務局長から提案理由について、公益財団法人武蔵野市福祉公社の役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程（平成25年4月1日規程第2号）第3条に定める令和3年度の常勤役員の報酬及び賞与の額について、承認を求めるものである、と説明がなされた。

議案第11号について、評議員及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

#### 日程第7 議案第12号 令和2年度補正予算(第2回)について

小島事務局長から、提案理由について、主に新型コロナウイルス感染症に係る受託料収入及びその対策に係る費用の支出にかかる補正について承認を求めるものである、と説明がなされた。

詳細について、新谷総務課長から次のとおり説明がなされた。

収入の部、受託事業収入は、生活困窮者自立相談支援事業において、市の補正予算が認められ701万2千円増額となったこと、北町高齢者センター子育てひろば事業において、感染症対策費用分として50万円増額されたことによる増である。寄附金の40万円増は、居宅介護支援事業と高齢者総合センターデイサービスセンターの利用者からで、職員のために使用してほしいとのことで、ケアプランセンターでは、腰痛対策のクッションと電動自転車、デイサービスセンターで空気清浄機を購入した。

支出の部では、本部事務所のレイアウト変更に伴うもの、コロナ対策衛生用品追加、システム更新の今年度費用等の増である。

投資活動収支の部、投資活動支出、固定資産取得支出について、関前スペースのリフォーム

が令和3年度に延期となったことから、マイナスの補正を計上した。今回の補正では、老後福祉基金の取崩しは発生しない。

議案第12号について、評議員及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

#### **日程第8 報告事項1 令和2年度第4回理事会にて決議された内容について**

小島事務局長から、次のとおり報告があった。「公益財団法人武蔵野市福祉公社事務規程の一部を改正する規程について」及び「公益財団法人武蔵野市福祉公社印章規程の一部を改正する規程について」は、令和3年度事業計画及び収支予算書の前に説明したためここでの説明は省略する。

「公益財団法人武蔵野市福祉公社パートタイム職員就業規則の一部を改正する規則について」は、職員が定年退職後継続雇用された場合の有給休暇付与について規定するほか、所要の改正を行ったものである。

「公益財団法人武蔵野市福祉公社登録ヘルパー就業規則の一部を改正する規則について」は、育児部分休業の対象を中学校就学の始期に達するまでとすること、また、介護育児休業法改正に伴い、子の看護休暇及び短期の介護休暇の取得単位を時間とすることのほか、所要の改正を行ったものである。

報告事項1に関して、評議員及び監事から質疑意見はなかった。

#### **日程第9 報告事項2 令和3年度職員研修計画について**

新谷総務課長から、令和3年度事業計画の説明の際に報告したとおりのため、ここでの説明は省略したいと提案があり、秋山議長はこれを承諾した。

報告事項2について質疑意見はなかった。

#### **日程第10 報告事項3 老後福祉基金の運用について**

新谷総務課長から、第125回大阪府公債1億円が令和2年12月25日に、また、第126回大阪府

公債1億円が令和3年1月28日に償還したが、4年後に本部社屋建替を予定していることから当該資金については、新たに債権は購入せず無利息の口座に預入れすることとする、と報告がなされた。

報告事項3について、鈴木評議員から資料の「期間」は「機関」の誤りではないかと指摘があった。そのほか、評議員及び監事から質疑意見はなかった。

本日の評議員会はweb会議システムを用いたが、終始支障はなく、以上をもって、議案の全部を終了したので、秋山議長は令和2年度第3回評議員会の閉会を宣言した。

議事の経過及び結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和3年3月31日

議長（評議員会会長）

秋山真弘



議事録署名人（評議員）

江幡五郎



議事録署名人（評議員）

岩岡由美子





